

告 示

埼玉県告示第八十五号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第三十条の二第二項の規定により、川島町から川島町の区域内において行われた川越都市計画事業川島インターチェンジ北側地区土地区画整理事業について環境影響評価事後調査書の提出があったので、同条例第三十条の三の規定により、次のとおり縦覧に供する。

令和三年一月二十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県東松山環境管理事務所

川島町町民生活課

川越市環境政策課

坂戸市環境政策課

東松山市環境保全課

二 縦覧の期間

令和三年一月二十二日（金）から令和三年二月二十二日（月）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）